

邑南町行財政改善計画

～こころかよわせ ともに創る 邑南の郷～

平成30年9月

邑 南 町

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 行財政改善の基本的姿勢 | 3 |
| (1) 協働のまちづくりの推進 | |
| (2) 財源の確保 | |
| (3) 歳出構造の見直し | |
| (4) 公共施設等の適正管理と有効活用 | |
| (5) 人材育成・組織の見直し | |
| 第2 行財政改善の重点事項 | 6 |
| 1. 事務事業の見直し | 6 |
| (1) 事務事業の整理合理化 | |
| (2) 民間委託等の推進 | |
| (3) 補助金等の整理合理化 | |
| (4) 自主財源の確保、受益者負担の適正化と収入未済額の解消 | |
| (5) 公営企業等の経営合理化の推進 | |
| 2. 公共施設の管理運営等の見直し | 9 |
| (1) 施設の整理合理化 | |
| (2) 施設のあり方を見直し | |
| (3) 管理運営方法の見直し | |
| 3. 組織・機構の見直し及び定員管理・給与等の適正化 | 10 |
| (1) 組織・機構の見直し | |
| (2) 定員管理の適正化 | |
| (3) 給与制度の適正化 | |
| 4. 公正・信頼性の確保と透明性の向上 | 12 |
| (1) 住民参加・協働の推進 | |
| (2) 公正の確保・透明性の向上 | |
| (3) 町民への情報提供 | |
| 第3 行財政改革の進め方 | 14 |
| (1) 推進期間 | |
| (2) 推進方法 | |
| (3) 推進体制 | |
| (4) 進行管理 | |
| 資料（邑南町集中改革プラン等の実績） | 16 |

はじめに

平成16年10月に三町村の合併により呂南町が誕生して14年が経過しようとしています。合併前から推進されてきた地方分権施策では、組織機構・事務事業のあり方も含めて基礎自治体としての自立が求められる一方、三位一体改革により自治体の財政運営にも厳しい対応が求められました。本町は、合併以前から地方債を財源とした社会資本の整備を積極的に推進したことにより、地方債の償還に要する公債費の比率が高く、合併後の財政運営は危機的な状態となっていました。

このような中、平成18年3月には、「地域のことは地域で考え、地域で実行する」という分権型社会に対応した行政システムへの転換をめざして「呂南町行財政改革大綱」を策定しました。合わせて「呂南町集中改革プラン」「呂南町定員適正化計画」を策定し、行財政の改善に取り組むこととなりました。

また、平成19年3月には、町民が主役のまちづくり・町民と町の協働のまちづくりを進めるための指針となる「呂南町まちづくり基本条例」も制定され、まちづくりの基本理念を町民が共有する基盤が整いました。

行財政の改善については、組織機構の改編や職員数の削減を含めた行政経費の大幅な見直しを行うとともに、新規地方債の発行制限、地方債の繰上償還を計画的に実施するなど、財政健全化の取り組みを進め、実質公債費比率・将来負担比率の改善、基金積立額の増加など、一定の成果を上げてきました。

この間、国においては、急激な人口減少・少子高齢化による労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加などが大きな社会問題となってきました。呂南町においても、税収の減少とともに、社会保障関連経費の増加が懸念されています。また、高度経済成長期に整備された道路、河川等の社会資本の老朽化が同時に進んでおり、今後、これらの維持管理や更新に多額の費用を必要とすることが見込まれています。さらに、行財政改革の一環として、人件費の縮減を図るため、職員数を削減してきた一方で、住民ニーズの多様化や地方分権の推進により、地方自治体にはより多くの役割や創意工夫による地方創生の取組が求められており、効率的・効果的な行政運営とともに、職員の人材育成が一層の重要性を増しています。

平成26年12月には、まち・ひと・しごと創生法が成立し、国においては、人口減少社会に歯止めをかけるため、首都圏への人口集中を是正し、若い世代が安心して就労・結婚・子育てを行うことができる社会の実現を目指して長期ビジョン及び総合戦略が示されました。呂南町においても、人口ビジョンを基に「明日（みらい）が見える・地域が輝く呂南戦略」をテーマに、呂南町版の総合戦略を策定しました。この戦略では、町民の様々な立場の方との協働

により、定住支援・地域づくり、結婚子育て支援・しごとづくりなどを推進することとしています。また、12の公民館エリアを単位として各地区で策定された地区別戦略に基づいて、地域の特色を生かした人口減少等の対策に積極的に取り組んでいただいているところです。

これらの取り組みによりUIターン者の増加など一定の成果は表れているものの、本町最大の収入源である地方交付税の算定基礎となる人口の減少傾向は続いています。加えて平成27年度から地方交付税の合併特例措置が段階的に縮小され、平成32年度から特例措置の無い額での交付（平成26年と比較して平成32年では約3億3千万円の歳入減）となるなど、更に厳しい財政状況が予想されているところです。

こうした状況を踏まえ、平成26年9月に邑南町行財政改善審議会を設置して審議していただくと共に、庁内の邑南町行財政改革推進本部での検討を始めました。邑南町行財政改善審議会では、以来、9回の会合を開き、細部にわたる審議を重ねた結果、平成27年7月16日に答申をいただきました。この答申とこれまでの邑南町行財政改革推進本部での協議、検討を踏まえて、この度本町の行財政改善の指針となる「邑南町行財政改善計画」を策定いたしました。

この改善計画の推進にあたっては、まず、組織・機構の見直しによる行政のスリム化と人件費などの経費の是正を行うほか、老朽化する公共施設は管理計画により整理・統合を含めた方針を決定し実行していきます。また、この改善計画を推進していく中で、町民の皆さんには事業の見直しや利用料などの負担についてご相談させていただくこともあると思っています。邑南町の夢ある未来を展望するには、この改善計画の推進が不可欠です。職員一丸となってこの改善計画に取り組んでまいります。どうか町民の皆さんのご理解とご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

最後に、この改善計画の策定にあたり、長期にわたりご審議いただきました邑南町行財政改善審議会委員の皆さんをはじめ、パブリックコメントで貴重なご意見をいただきました町民の方々、そして様々な面でご協力をいただきました多くの皆さんに心からお礼申し上げますとともに、今後の行財政改善の推進に向け、引き続きご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年9月

邑南町長 石橋良治

第1 行財政改善の基本的姿勢

邑南町が進める行財政改善は、交付税をはじめとする財源が縮小していく中、少子高齢化が進行しその対策経費が増加していくことが考えられること、また一方では、町が所有する公共施設は213施設、延床面積は143,691㎡、今後40年間の更新費用は公共施設605億円、インフラ828.4億円が見込まれる状況において平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において今後30年で公共施設の10%を削減するとしたこと、平成29年5月の地方公務員法の改正により平成32年度から臨時・非常勤職員について会計年度任用職員制度(注1)へ移行することにより組織・機構の見直しが必要となっていること、そうしたことを踏まえ、懸念される財政の硬直化に対応するため行うものです。

行財政改善にあたっては、まちづくり基本条例に基づき、町民の皆さんと町が互いの役割と責任のもと協働でまちづくりを進めていく、そうした考えにたち町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら行っていきます。

この行財政改善においては次の5つの基本的姿勢に基づき進めていきます。

(注1) 会計年度任用職員制度

平成29年4月の地方公務員法の改正により平成32年4月から適用される新しい制度です。これまで雇用しています臨時的職員や非常勤職員については、1年度雇用(更新は可能)となり一般職に適用される各規定が適用されます。雇用の形態としてはフルタイムとパートタイムがあり、それぞれこれまでの賃金ではなく給料と報酬として支払われます。例としては、通常の事務補助員のほか公民館長も該当します。

(1) 協働のまちづくりの推進

まちづくり基本条例に基づき、町民と行政の役割分担を明らかにし、町民と行政が協働してまちづくりや福祉、環境、防災や防犯等の地域課題の解決を進めていく必要があります。

町民に信頼される行財政運営を推進する視点から、町民と行政の連携を基本として公正で透明な行財政運営を行い、町民参加の推進や十分な行政情報、財政情報の提供のあり方について検証・研究し、情報の共有と理解のもと協働のまちづくりを進めます。

(2) 財源の確保

適正な課税と税負担の公平性を確保し、収納率の向上を強化するなど、滞納

対策を強化し、町税の確保に努めます。また、受益者負担を原則とし、使用料・利用料・占用料などの税外収入については、適正化を図るとともに、統一した収納対策により財源の確保に努めます。

利用されていない町有地の整理・活用をただちに検討し、町民サービスの向上に努めます。また、自主財源以外にも、国、県の交付金・補助金や財団などの外部資金の活用を積極的に進めるとともに、ふるさと納税なども含め、町外からの新たな財源の確保に向けた検討に取り組みます。

(3) 歳出構造の見直し

将来にわたって安定した行財政運営を行うために、歳出構造を見直し、人口減少を見据えた長期財政計画の策定を行います。また、各種事業・補助金等については、費用対効果や類似性、住民ニーズを踏まえた必要性など個々に検証し見直しを行っていきます。

町債残高を計画的に削減するとともに、同様の業務をまとめて発注するなど、工事・委託・物品調達などに係るコストを、全体として縮減します。

事業の継続的な見直しは、効果や必要性を検証し、費用をかけるところと節約するところを見定め、時代にあった見直しを推進するとともに、行政評価結果を予算へ反映していきます。また、各種補助金制度の抜本的な見直しを行い、透明性の確保を図ります。

(4) 公共施設等の適正管理と有効活用

公共施設等総合管理計画に基づき、少子高齢化による人口減少や年齢構成の変化に応じた公共施設等の集約や廃止等を含めたあり方の検討を進めながら、真に必要な施設の老朽化対策に取り組むとともに、未利用地の売却を含む公共施設の有効活用に取り組みます。

(5) 人材育成・組織の見直し

組織の力を十分に発揮するためには、組織を構成する人の力を引き出し、行政運営に携わる職員一人ひとりの質を向上させることが重要です。職務に対する意欲の向上を図るような人事評価や研修を通じ、職員自ら意欲的に質の向上を図るような組織を目指します。また、係長以上の職員は行政の運営管理・組織管理を担う管理職として養成していきます。

人材育成については、職員育成基本計画を基本とし、職員レベルに応じ必要とされる能力を明確に示し、方針に沿った研修計画のもと職員研修の充実を図ります。特に、行政運営に必要不可欠なマネジメント能力や、専門性を高める能力向上のための研修を効果的に活用して人材育成を行います。

人事評価については、職員の育成を基本とした業績評価、能力評価を確立し、評価結果の本格的な運用を目指します。

組織については、行政が担うべき役割・権限・組織・財源などを見直し、市民のニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の構築に努めます。また、地方公務員法改正に基づく会計年度任用職員制度を踏まえ組織機構を見直します。

第2 行財政改善の重点事項

この行財政改善計画は、以下の重点事項の改善に関する基本的な考え方を明記することとし、具体的な行動方針等については別に行財政改善実施計画を適時作成し見直しを行いながら進めていきます。

なお、【求められている具体的な項目】は、邑南町行財政改善審議会の答申にある「具体的な提言」を記述したものです。

1. 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理合理化

すべての事務事業について、その必要性を精査し、優先度を見極め、厳選しながら整理統合を進めます。また、事務事業の費用対効果などについて分析・評価を行い、社会情勢の変化に対応しきれていない事業や、当初の目的を達成した事業、あるいは町の関与の必要性が薄らぎ関係団体等に委ねることが適切と考えられる事業など、見直すべき事例については精査を行い不要な事業は廃止していきます。

【求められている具体的な項目】

- ①各住民サービスの継続、廃止については、財源の確保を前提とするとともに優先順位を付けて対応する。
- ②自治会の活動内容を考慮し補助金は均等割、戸数割、活動実績割などの支出内容について再検討する。
- ③生活交通については住民の利便性向上のため委託方法の一本化を含め、町内交通体系の整備の見直しを検討する。
- ④町から発信する情報は、利用できる媒体を最大限活用し、常に更新をして最新のものを提供する。

(2) 民間委託等の推進

町民の利便性及び信頼性及び費用対効果等を十分に勘案し、民間がもつ特性が有効に機能すると判断される事務事業については、町民の意向を充分配慮し、行政の果たすべき責任を担保した上で、指定管理者制度の活用など積極的な外部資源の活用を進め効率性を追求します。

【求められている具体的な項目】

- ①指定管理者制度を有効に活用し、より効率的・効果的な管理運営に努める。
- ②民間企業と競合する業務にあっては、そのサービスの内容とコストを比較検討し、民間委託、民営化など、様々な視点からその見直しを検討する。
- ③指定管理料の見直しについて検討を行う。

(3) 補助金等の整理合理化

すべての補助金については、公平性の観点に基づき見直しを行い、施策を推進する上で必要なものに限定します。

各種団体への補助金については、原点の戻り真に必要な額を積算するとともに、慣例化することなく、団体の自立を促し、自主的な活動へと転換できるよう、関係団体と協議し積極的な見直しを行います。

見直しの方向性は次のとおりです。

- | | | |
|---|----------|--|
| ア | 公益性の観点から | 公益性が認められないものや少ないものは廃止・縮減を行います。 |
| イ | 公平性の観点から | 著しく特定なものに有利なものや類似団体等との均衡がとれないものは廃止・縮減を行います。 |
| ウ | 必要性の観点から | 社会経済情勢に適合しないもの、目的を達成または達成しつつあるもの、一過性のものは廃止・縮減・上限を5年以内し終期設定を行います。 |
| エ | 効果経済性の観点 | 補助額が少額で効果が低いもの、効果に比較し補助額が多いものや自主運営が可能なものは廃止・縮減を行います。 |

【求められている具体的な項目】

- ①生産振興に対する補助は、生産物の有利販売や加工による付加価値を付けるなど補助金以外での支援も検討する。
- ②新たな奨励的な補助は終期を定めるとともに、継続的補助事業の抜本的検証を行う。
- ③各種団体に対する補助・負担金について廃止を含めた見直しを行う。
- ④保育料等の支援について政策補助制度であるが見直しについて検討する。
- ⑤定住に繋げるための新たな補助制度について検討を行う。
- ⑥魅力ある学校づくりのための応援を行う。

(4) 自主財源の確保、受益者負担の適正化と収入未済額の解消

ふるさと寄附の推進など新たな取り組みによる自主財源の確保は硬直化が進む財政状況から必要となっています。

また、公共施設の維持・管理・更新費用は将来にわたる人口減少を踏まえると財政負担の高騰が懸念されるため、公平性の確保も踏まえ、利用料等の見直しを行うなど、受益者負担の適正化を行います。

収入未済額の解消については、税はもとより、その他の債権についても債権等管理条例を制定し各課の連携した取り組みを行うことにより収入未済額の解消に努めます。

【求められている具体的な項目】

- ①自主財源の確保と税負担の公平性確保の観点から、課税客体の的確な把握や滞納整理に向け専門チームを作るなどし、収入未済額の早期解消に努める。
- ②使用料及び手数料について、長期にわたり改訂していないものや減免または無料としているものの精査を行い、受益と負担の公平性確保の観点から適正化を図る。
- ③受益者負担を見直す際は、明確な根拠を示し、住民に理解を求めることとし、安易な料金改定は行わない。
- ④ふるさと寄附の取組みを強化する。
- ⑤職員駐車場の料金徴収を行う。
- ⑥目的を失った基金については解消するなど整理を行う。

(5) 公営企業等の経営合理化の推進

平成29年度に地方公営企業法の適用となった水道事業はもとより、下水道事業についても、計画的かつ適切な投資を行い、経営の一層の効率化、健全化を図るとともに、経費節減や業務の合理化・効率化に努めながら、独立採算性の原則に基づく経営の確立を目指します。

【求められている具体的な項目】

- ①農業集落排水・公共下水道の供用開始地区内における加入促進を図るとともに、未供用地区においても、完成後の早期加入を促進する。
- ②水道事業会計、その他特別会計については、事務事業の効率化や経費の見直

し、また、受益者負担の適正化により繰出金の抑制を図り、企業会計の独立性の原則に基づいて一層健全な経営に努める。

- ③公共的団体等については、団体と密接な連携を堅持し、常に情報の公開等、透明性を確保されるよう適切な行政関与に努める。
- ④公共的団体等の経営状況の分析及び評価を行い、健全な経営に向けた改革・改善について指導する。

2. 公共施設の管理運営等の見直し

(1) 施設の整理合理化

公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理及び更新費用が高騰することが見込まれる多くの公共施設について、施設ごとの施設調査票（施設カルテ）に基づき将来に向けての長寿命化措置や統廃合などを踏まえた個別計画を作成し、公共施設の多角的な利用と効率的な運営を進めるため整理合理化を行います。

【求められている具体的な項目】

- ①公共施設の建て替えを行う場合には、古い施設を解体するのか、残して地域で活用を考えるのか、事前に十分な検討を行う。
- ②施設整備にあたっては既存施設の有効活用を基本とし、施設の老朽度、利用状況、代替・複合の可能性を検討する。
- ③公共施設の整理統合を推進する。

(2) 施設のあり方の見直し

新たな公共施設の設置にあたっては、住民の意見や要望を聞くなど住民のニーズを十分把握し、利用頻度、利用方法等を検討し必要以上に華美、過大にならないように設計段階からコストの縮減を心がけ、維持管理費を念頭に料金の設定、管理運営方法等多面的な検討を行い、効率的で質の高い公共サービスの提供に努めます。

【求められている具体的な項目】

- ①施設建設の場合、完成後の利用が想定される団体等に呼びかけ、意見・要望を聴取し、これに基づいた設計を行う。

- ②予算や施設規模の上限を示して、その中で自由なアイデアを出し合うことができるようなかたちを検討する。
- ③将来的に使用見込みのない未利用地などの公有財産については、売却を含めた検討を行う。
- ④現在使用している借地の解消に努めるとともに、借地料についての見直しを行う。
- ⑤遊休地の造成等により価値を高め、売却や利用の推進を図る。

(3) 管理運営方法の見直し

公共施設の管理運営については、指定管理の可能性を検討するとともに、民間・地域住民等の協力も仰ぎ、利用者の立場に立った管理運営を進め、住民サービスの向上と運営の効率化を進めます。

【求められている具体的な項目】

- ①利用者の利便性向上をめざし、需要に応じた開館時間の見直しや利用手続の簡素化を図る。
- ②公用車の一元管理、借上車両の活用を検討し、総車両台数の整理とコストの削減を図り、効果的な活用を推進する。

3. 組織・機構の見直し及び定員管理・給与等の適正化

(1) 組織・機構の見直し

国の制度への対応や町の重点施策の実施のため拡大傾向にある組織の規模は、その進捗に伴う平準化により既存事務に統合すること、住民の利便性に配慮した上で事務処理の効率化を行うことにより、組織のスリム化を図ります。

【求められている具体的な項目】

- ①庁内機構については住民の利便性も考慮しつつ事務処理の効率化、組織のスリム化を推進する。
- ②課長会議や企画調整会議を定期的に行い情報の共有化を図る。
- ③公民館は地域活動の重要な拠点であることを踏まえつつ在り方を検討する。
- ④消防団の定数について地域の実情と照らし合わせて、活動しやすい組織づ

くりを行うと共に、出勤実態に合わせた報酬の支払いを行う。

- ⑤各種委員会の委員の適正人員の見直しを行い、日当については開催時期、時間等考慮し適正な支払いを行う。

(2) 定員管理の適正化

人件費は支出の中で大きな割合を占め財政硬直化の大きな要因であるため、事務事業及び組織・機構の見直し等と、定員適正化計画の定期的な見直しにより適正化を図ります。

なお、職員の採用についてはその計画を公表するとともに、採用試験の内容や経過などについての公表を行います。

また、定員管理にあっては、職員の年齢構成について将来にわたる年代間のひずみに配慮するとともに類似団体の状況を踏まえ計画的に行います。

【求められている具体的な項目】

- ①職員の能力・専門性及び業務の内容や量の的確な把握に基づき、少数精鋭主義に徹した職員数の管理に努める。
- ②事務の多様化、技術の専門化に対応できるエキスパートの育成や人事の複線化を図る。
- ③定年退職者の再任用と新規採用者については事務事業の適正化を考慮し配置する。
- ④議員定数については適時、適正定数を考慮する。

(3) 給与制度の適正化

町政を円滑かつ効率的に運営していくためには、職員の資質の向上と士気の高揚に努めることが人事管理の急務となっています。そのためには、職員研修を充実し研修機会を増やすことと、現在の人事評価制度の確立と安定した運用が必要であり、その早期実現に努めます。

また、職員給与、諸手当については、他の地方公共団体の状況等も参考に適正な水準の維持に努めるとともに、適正、合理性を欠くものについては是正を行います。

【求められている具体的な項目】

- ①公務職場になじむ成果主義の在り方を検討する。
- ②職員の人件費は、年齢だけでなく業務の困難性などを考慮して決定する。
- ③人事評価制度については、評価するものによって評価にぶれが生じることがないように、評価の基準を明確にする。
- ④総人件費を抑制するため、課の統廃合を含め機構のスリム化に努める。
- ⑤職員給料、諸手当について、国や他の地方公共団体の状況等も参考にし、適正な水準の維持に努めるとともに、適正、合理性を欠くものについては是正を行う。

4. 公正・信頼性の確保と透明性の向上

(1) 住民参加・協働の推進

町民と行政がそれぞれ主体となって対等な関係と的確な役割分担により、共に力を合わせてまちづくりを進めていく視点から改善を進めます。

そのため、行政の広範な分野をカバーするような住民自治組織や審議会の設置、町民の声を行政に伝える広聴の充実、町民の行政参加を促進するための仕組みづくり、各種提言について町政に反映させる仕組みづくりなどを行い、町民と行政が連携し、役割を分担しながらまちづくりを推進していきます。

また、限られた財源の中では、全ての事業を従前どおり実施しながら新たな需要に対応していくことは困難であり、時代の変化やそれに応じた役割分担の明確化などの視点から、全ての事業を総点検し、施策の再構築を図る必要があります。

【求められている具体的な項目】

- ①行政の広範な分野をカバーするような住民自治組織や審議会の設置など、地域の声を行政に伝えていく広聴の充実を検討する。
- ②住民と行政はそれぞれ主体的に行動し、お互いにパートナーとして連携し、役割を分担しながらまちづくりを推進する。
- ③町民の行政参加促進のための仕組み作りを行う。
- ④若手職員や高校生、町民、あるいは大学と地域との関わりにより提案された提言について、町の政策へ反映させる仕組み作りを行う。

(2) 公正の確保・透明性の向上

地方分権や地方創生が推進され、とりわけ地区別戦略の取り組みは住民のまちづくりへの参加意識が高まっています。こうした状況においては、行政に公平・公正性、透明性が一層求められ、町民と行政との間に情報の共有化さらに必要となります。

町民参加の開かれた町政を進めるためには、町政の情報は全て町民との共有財産であるという認識のもと情報公開を推進するとともに、行政監査の充実や政策立案過程での町民との情報共有、行政手続きの簡素化、町民に対する説明責任能力の向上を図ります。

【求められている具体的な項目】

- ①公共事業の発注、物品購入、業務委託等にあたっては関係法令に基づき公平性・透明性を確保する。

(3) 町民への情報提供

行財政改善の推進にあたっては、その内容や進捗についての情報を積極的に町民にわかりやすく提供し、その理解と協力を得ることが重要です。

町民の「知る権利」を保障する「邑南町情報公開条例」の運用の充実に努め、情報を公開するための方法等について整備に努めます。

【求められている具体的な項目】

- ①広報紙、防災行政無線等の媒体にインターネットによるホームページや、電子メールといった多様な情報提供体制を整備する。

第3 行財政改善の進め方

(1) 推進期間

行財政改善の推進期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、状況の変化や進捗によっては延長します。

(2) 推進方法

行財政改善の推進にあたっては、行財政改善の進捗・評価等を踏まえ、毎年度ローリングを行います。

また、邑南町行財政改善計画及び邑南町行財政改善実施計画の進捗・評価等については、必要に応じ第三者委員会等を設置し意見を伺います。

(3) 推進体制

副町長を本部長とした行財政改革推進本部において専任職員を配置し、全庁的な取り組みとして推進します。

また、町全体の取り組みであることを踏まえ、邑南町議会とも協力しながら相互理解と責任をもって推進していきます。

(4) 具体的な取り組み

邑南町行財政改善計画に基づきその各項目について邑南町行財政改善実施計画（注2）を作成し具体的に実行します。

まず、初年度の取り組みとしては、平成32年度が期限となっています。「公共施設の管理運営等の見直し」と「組織・機構の見直し」について、その方向性と作業スケジュールなど、また既に着手が決定しているものは具体的な内容を明記した邑南町行財政改善実施計画を作成します。

なお、この2つの項目など計画（案）ができた邑南町行財政改善実施計画は、今年度中に議会と協議の上、計画書として公表し、実行します。

(注2) 邑南町行財政改善実施計画

この邑南町行財政改善計画を具体的に実行するための計画で、6ページからの「第2 行財政改善の重点事項」に掲げた各項目について、それぞれ実行する内容、スケジュールを明記し実行するものです。また、この実施計画においては、まず方向性とスケジュールを示し、具体的な内容が決まれば実施計画に記載し実行しますので、追加・修正されることもあります。実施計画は項目ごとに作成しますので、項目により実施

計画の作成時期は異なります。

(5) 進行管理

総務課、企画財政課において進捗状況を調査・把握し、調整を図ります。

また、邑南町行財政改善計画及び邑南町行財政改善実施計画を町広報、ホームページに掲載するとともに、その後の状況についても町政座談会等で報告し、町民の理解と協力を得ながら推進します。

資 料

(邑南町集中改革プラン等の実績)

1. 決算からみる実績

普通会計

(単位：千円、%)

| 区 分 | 平成17年度 | | | 平成18年度 | | | 平成19年度 | | |
|---------|------------|------------|--------|------------|------------|--------|------------|------------|--------|
| | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | |
| 人 件 費 | 1,617,027 | 11.6 | △ 14.6 | 1,617,154 | 13.4 | 0.0 | 1,595,164 | 13.8 | △ 1.4 |
| うち、職員給 | 1,060,197 | 7.6 | △ 5.3 | 1,023,195 | 8.5 | △ 3.5 | 1,009,910 | 8.8 | △ 1.3 |
| 物 件 費 | 1,480,943 | 10.6 | △ 10.7 | 1,288,442 | 10.7 | △ 13.0 | 1,079,530 | 9.4 | △ 16.2 |
| 維持補修費 | 142,084 | 1.0 | 73.7 | 101,076 | 0.8 | △ 28.9 | 83,302 | 0.7 | △ 17.6 |
| 扶 助 費 | 679,230 | 4.9 | 4.6 | 700,251 | 5.8 | 3.1 | 652,509 | 5.7 | △ 6.8 |
| 補 助 費 等 | 1,773,657 | 12.7 | △ 13.7 | 1,777,687 | 14.7 | 0.2 | 1,590,051 | 13.8 | △ 10.6 |
| 一部事務組合分 | 627,070 | 4.5 | △ 8.8 | 654,477 | 5.4 | 4.4 | 660,138 | 5.7 | 0.9 |
| 公 債 費 | 2,773,870 | 19.9 | △ 5.3 | 2,816,756 | 23.3 | 1.5 | 3,061,283 | 26.5 | 8.7 |
| 積 立 金 | 510,250 | 3.7 | △ 67.5 | 162,684 | 1.3 | △ 68.1 | 240,601 | 2.1 | 47.9 |
| 投資及び出資金 | 13,200 | 0.1 | 5.1 | 13,322 | 0.1 | 0.9 | 13,322 | 0.1 | 0.0 |
| 貸 付 金 | 3,800 | 0.0 | △ 22.6 | 3,200 | 0.0 | △ 15.8 | 2,000 | 0.0 | △ 37.5 |
| 繰 出 金 | 1,343,052 | 9.6 | 16.8 | 1,347,436 | 11.2 | 0.3 | 1,351,198 | 11.7 | 0.3 |
| 計 | 10,337,113 | 74.1 | △ 13.9 | 9,828,008 | 81.4 | △ 4.9 | 9,668,960 | 83.8 | △ 1.6 |
| 投資的経費 | 3,618,859 | 25.9 | 5.5 | 2,241,840 | 18.6 | △ 38.1 | 1,863,800 | 16.2 | △ 16.9 |
| うち、人件費 | 96,858 | 0.7 | 1.8 | 100,746 | 0.8 | 4.0 | 110,378 | 1.0 | 9.6 |
| 歳出合計 | 13,955,972 | 100.0 | △ 9.6 | 12,069,848 | 100.0 | △ 13.5 | 11,532,760 | 100.0 | △ 4.4 |
| 区 分 | 平成20年度 | | | 平成21年度 | | | 平成22年度 | | |
| | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | |
| 人 件 費 | 1,424,937 | 11.0 | △ 10.7 | 1,430,260 | 10.7 | 0.4 | 1,467,666 | 10.8 | 2.6 |
| うち、職員給 | 929,598 | 7.2 | △ 8.0 | 919,358 | 6.9 | △ 1.1 | 905,333 | 6.7 | △ 1.5 |
| 物 件 費 | 1,046,386 | 8.1 | △ 3.1 | 1,261,835 | 9.4 | 20.6 | 1,493,673 | 11.0 | 18.4 |
| 維持補修費 | 142,550 | 1.1 | 71.1 | 150,613 | 1.1 | 5.7 | 210,828 | 1.6 | 40.0 |
| 扶 助 費 | 775,926 | 6.0 | 18.9 | 848,659 | 6.3 | 9.4 | 946,976 | 7.0 | 11.6 |
| 補 助 費 等 | 1,755,346 | 13.6 | 10.4 | 1,929,926 | 14.4 | 9.9 | 1,818,584 | 13.4 | △ 5.8 |
| 一部事務組合分 | 666,367 | 5.2 | 0.9 | 668,729 | 5.0 | 0.4 | 706,342 | 5.2 | 5.6 |
| 公 債 費 | 2,717,673 | 21.0 | △ 11.2 | 2,776,576 | 20.7 | 2.2 | 2,466,017 | 18.1 | △ 11.2 |
| 積 立 金 | 1,262,643 | 9.8 | 424.8 | 897,508 | 6.7 | △ 28.9 | 739,141 | 5.4 | △ 17.6 |
| 投資及び出資金 | 15,152 | 0.1 | 13.7 | 9,981 | 0.1 | △ 34.1 | 43,726 | 0.3 | 338.1 |
| 貸 付 金 | 2,000 | 0.0 | 0.0 | 2,000 | 0.0 | 0.0 | 2,000 | 0.0 | 0.0 |
| 繰 出 金 | 1,426,173 | 11.0 | 5.5 | 1,570,494 | 11.7 | 10.1 | 1,994,659 | 14.7 | 27.0 |
| 計 | 10,568,786 | 81.7 | 9.3 | 10,877,852 | 81.2 | 2.9 | 11,183,270 | 82.3 | 2.8 |
| 投資的経費 | 2,367,906 | 18.3 | 27.0 | 2,521,437 | 18.8 | 6.5 | 2,407,902 | 17.7 | △ 4.5 |
| うち、人件費 | 72,714 | 0.6 | △ 34.1 | 94,310 | 0.7 | 29.7 | 98,628 | 0.7 | 4.6 |
| 歳出合計 | 12,936,692 | 100.0 | 12.2 | 13,399,289 | 100.0 | 3.6 | 13,591,172 | 100.0 | 1.4 |
| 区 分 | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
| | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | |
| 人 件 費 | 1,479,997 | 11.4 | 0.8 | 1,538,796 | 12.7 | 4.0 | 1,463,103 | 11.3 | △ 4.9 |
| うち、職員給 | 913,920 | 7.0 | 0.9 | 957,299 | 7.9 | 4.7 | 951,073 | 7.4 | △ 0.7 |
| 物 件 費 | 1,540,435 | 11.9 | 3.1 | 1,521,689 | 12.5 | △ 1.2 | 1,411,141 | 10.9 | △ 7.3 |
| 維持補修費 | 226,692 | 1.7 | 7.5 | 162,970 | 1.3 | △ 28.1 | 201,593 | 1.6 | 23.7 |
| 扶 助 費 | 961,958 | 7.4 | 1.6 | 977,681 | 8.1 | 1.6 | 1,032,404 | 8.0 | 5.6 |
| 補 助 費 等 | 2,017,080 | 15.5 | 10.9 | 2,026,301 | 16.7 | 0.5 | 1,932,440 | 14.9 | △ 4.6 |
| 一部事務組合分 | 812,753 | 6.3 | 15.1 | 815,636 | 6.7 | 0.4 | 754,062 | 5.8 | △ 7.5 |
| 公 債 費 | 2,157,626 | 16.6 | △ 12.5 | 2,312,888 | 19.0 | 7.2 | 2,298,626 | 17.8 | △ 0.6 |
| 積 立 金 | 1,003,773 | 7.7 | 35.8 | 387,309 | 3.2 | △ 61.4 | 313,570 | 2.4 | △ 19.0 |
| 投資及び出資金 | 90,976 | 0.7 | 108.1 | 81,593 | 0.7 | △ 10.3 | 81,668 | 0.7 | 0.1 |
| 貸 付 金 | 2,000 | 0.0 | 0.0 | 2,000 | 0.0 | 0.0 | 2,000 | 0.0 | 0.0 |
| 繰 出 金 | 1,561,721 | 12.0 | △ 21.7 | 1,569,148 | 12.9 | 0.5 | 1,554,333 | 12.0 | △ 0.9 |
| 計 | 11,042,258 | 84.9 | △ 1.3 | 10,580,375 | 87.1 | △ 4.2 | 10,290,878 | 79.6 | △ 2.7 |
| 投資的経費 | 1,954,952 | 15.1 | △ 18.8 | 1,567,974 | 12.9 | △ 19.8 | 2,638,743 | 20.4 | 68.3 |
| うち、人件費 | 102,537 | 0.8 | 4.0 | 88,324 | 0.7 | △ 13.9 | 163,346 | 1.3 | 84.9 |
| 歳出合計 | 12,997,210 | 100.0 | △ 4.4 | 12,148,349 | 100.0 | △ 6.5 | 12,929,621 | 100.0 | 6.4 |

| 区 分 | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | |
|---------|------------|------------|--------|------------|------------|--------|------------|------------|--------|
| | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | | 決算額 構成比 | 対前年 増減率 | |
| 人 件 費 | 1,438,161 | 10.1 | △ 1.7 | 1,460,603 | 10.2 | 1.6 | 1,514,033 | 12.8 | 3.7 |
| うち、職員給 | 926,411 | 6.5 | △ 2.6 | 936,571 | 6.5 | 1.1 | 1,001,978 | 8.5 | 7.0 |
| 物 件 費 | 1,500,069 | 10.6 | 6.3 | 1,572,941 | 11.0 | 4.9 | 1,578,374 | 13.4 | 0.3 |
| 維持補修費 | 151,141 | 1.1 | △ 25.0 | 197,453 | 1.4 | 30.6 | 175,973 | 1.5 | △ 10.9 |
| 扶 助 費 | 1,122,941 | 7.9 | 8.8 | 1,110,680 | 7.8 | △ 1.1 | 1,317,542 | 11.2 | 18.6 |
| 補 助 費 等 | 1,976,032 | 13.9 | 2.3 | 2,150,486 | 15.0 | 8.8 | 2,112,034 | 17.9 | △ 1.8 |
| 一部事務組合分 | 716,742 | 5.0 | △ 4.9 | 746,779 | 5.2 | 4.2 | 742,640 | 6.3 | △ 0.6 |
| 公 債 費 | 2,238,265 | 15.8 | △ 2.6 | 2,225,743 | 15.6 | △ 0.6 | 1,994,128 | 16.9 | △ 10.4 |
| 積 立 金 | 301,923 | 2.1 | △ 3.7 | 841,156 | 5.9 | 178.6 | 382,910 | 3.3 | △ 54.5 |
| 投資及び出資金 | 1,295 | 0.0 | △ 98.4 | 2,421 | 0.0 | 86.9 | 2,250 | 0.0 | △ 7.1 |
| 貸 付 金 | 2,000 | 0.0 | 0.0 | 2,000 | 0.0 | 0.0 | 2,000 | 0.0 | 0.0 |
| 繰 出 金 | 1,532,800 | 10.8 | △ 1.4 | 1,631,692 | 11.4 | 6.5 | 1,532,146 | 13.0 | △ 6.1 |
| 計 | 10,264,627 | 72.3 | △ 0.3 | 11,195,175 | 78.3 | 9.1 | 10,611,390 | 90.0 | △ 5.2 |
| 投資的経費 | 3,927,892 | 27.7 | 48.9 | 3,109,294 | 21.7 | △ 20.8 | 1,179,534 | 10.0 | △ 62.1 |
| うち、人件費 | 163,191 | 1.2 | △ 0.1 | 149,737 | 1.0 | △ 8.2 | 77,321 | 0.7 | △ 48.4 |
| 歳 出 合 計 | 14,192,519 | 100.0 | 9.8 | 14,304,469 | 100.0 | 0.8 | 11,790,924 | 100.0 | △ 17.6 |

①「邑南町集中改革プラン」とは

「邑南町集中改革プラン」は、平成18年3月に策定した「邑南町行財政改革大綱」をもとに、平成17年3月29日付で国から示された「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」に基づいて平成18年3月に作成し、平成17年度から平成21年度までの5年間取り組んだものです。

②決算からみた実績と評価

後述の「3. 邑南町集中改革プランにおける実績」に掲げた一覧表にあるように、細かな項目について行革を進めています。決算数値だけを比較しますと、こうした細かな改革の影響は、国の経済対策や重要施策などの推進もあり数値上すべてを見ることは難しいですが、成果は出ていると評価しています。

特に数値上はつきりと示されているのは、人件費（給与等）と公債費（償還金）です。取り組みの初年度である平成17年度と終了後の平成22年度を比較しますと、普通会計の人件費は定員適正化計画の進捗により約1億4千9百万円の減額、普通会計の公債費は起債発行額（借入金）の制限と繰り上げ償還により約3億8百万円の減額となっています。この多額の影響額は普通会計の起債残高（借入金残高）が約41億円の減額、一般会計の基金残高（預金残高）が約7億円の増額につながっています。

2. 職員数からみる実績

職員数の推移

(4月1日現在、人)

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 299 | 293 | 278 | 258 | 253 | 253 | 244 |
| 正規職員 | 299 | 293 | | 258 | 249 | 247 | 235 |
| 再任用 | | | | | | | |
| 任期付 | | | | | 4 | 6 | 9 |
| 対前年 | △ 12 | △ 6 | △ 15 | △ 20 | △ 5 | 0 | △ 9 |
| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
| 総数 | 233 | 227 | 218 | 217 | 214 | 216 | 216 |
| 正規職員 | 224 | 217 | 214 | 211 | 210 | 207 | 205 |
| 再任用 | | | 1 | 3 | 1 | 4 | 4 |
| 任期付 | 9 | 10 | 3 | 3 | 3 | 5 | 7 |
| 対前年 | △ 11 | △ 6 | △ 9 | △ 1 | △ 3 | 2 | 0 |

平成18年に作成した定員適正化計画では平成28年の職員数を200人とすることを目標とし表のとおり進捗してきております。しかし、権限移譲や重点施策への対応が必要となり、平成24年に平成32年の職員数の目標を222人に修正しております。また、平成21年からの任期付職員制度の活用や平成26年からの再任用制度の設置により全体の調整を行ってきています。

その結果、表のとおり平成17年と平成30年を比較しますと職員総数は83人の減、正規職員数は94人の減、また合併当初の平成16年と比較しますと職員総数は95人の減、正規職員数は106人の減となります。

3. 邑南町集中改革プランにおける実績

次の「邑南町集中改革プランの実績」のとおり各項目についてその実績を明らかにします。中には「一部の実施に止まったもの」「引き続き検討していくもの」などがございますが、これらは今後の課題として残されておりまして、その後実施されたものもございます。また、定員適正化など他の計画や各年度の予算編成により実施されているため実績が空欄となっているものもあります。

| NO | | 項 目 | 主管課 | 実施 一部実施 検討 終了 | | | | | 評価 |
|----------------------|--|-----------------------|-----|------------------------|-----|-----|-----|-----|--|
| | | | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 | | | | | | | | | |
| 1 | | 電動車等購入費助成金の廃止 | 福祉課 | | ◎ | ◎ | - | - | 平成18年に交通網の整備・移送サービスの開発について検討し、平成19年度に廃止した。 |
| 2 | | 障害者見舞金の廃止 | 福祉課 | ◎ | - | - | - | - | 障害者自立支援法の成立に伴い、平成18年4月1日『邑南町重度心身障害者等見舞金支給条例』を施行し制度を廃止した。 |
| 3 | | ひとり親家庭医療費助成の必要性について検討 | 福祉課 | | | ● | ● | | 平成21年2月開催の第2回邑南町自立支援協議会で検討し継続とした。 |
| 4 | | 腎臓機能障害者通院費助成基準の検討 | 福祉課 | | ● | ◎ | - | - | 平成21年2月開催の第2回邑南町自立支援協議会で検討し継続とした。 |
| 5 | | 敬老祝い金の廃止 | 福祉課 | | ◎ | - | - | - | 平成16年に、国・県の敬老祝い品事業の実施状況を参考に、町の敬老事業のあり方の見直しを検討し平成17年度に廃止した。 |
| 6 | | 遺児育成特別手当の制度見直し | 福祉課 | ◎ | - | - | - | - | 平成19年で邑南町児童福祉審議会へ提案し、平成20年度検討した結果内容継続となった。 |
| 7 | | 母子家庭等入学就職支度金制度見直し | 福祉課 | | | ● | ● | | 平成19年で邑南町児童福祉審議会へ提案し、平成20年度検討した結果内容継続となった。平成19年より支度金対象児童のいる児童扶養手当資格者について申請案内を送付し、お礼状に申請、支給できるようになった。 |
| 8 | | 保育研究会補助金の廃止 | 福祉課 | | ○ | ◎ | - | - | 平成18年度に検討し、平成19年度において補助制度は廃止した。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----------------|-------|---|---|---|---|---|--|
| 9 | 前納奨励金の制度見直し | 税務課 | | ◎ | - | - | - | 1. 個人町県民税(普通徴収)分は、平成18年度から廃止した。 2. 固定資産税分は、第1期の納期限までに全期前納する場合に限度額を5万円として交付すると見直し、平成18年度から実施した。 |
| 10 | 納税組合奨励金等交付制度の廃止 | 税務課 | | ○ | ○ | ○ | ◎ | ・平成18年度～平成20年度の3年間に経年減額し、平成21年度から廃止した。 【経年減額内容】 平成18年度 (納付書数×50円) + (納期内納税額×2%) 平成19年度 (納付書数×50円) + (納期内納税額×1%) 平成20年度 (納付書数×50円) + 0 平成21年度 廃止 |
| 11 | 消防組織の再編 | 総務課 | ● | ○ | ◎ | - | - | 平成18年度より方面隊組織を改組し、全12分団に再編成し、副部長、副班長の職をなくした。 また、消防団員数にあっては定数を「614人」から「580人」に改正し、「旗手、ラッパ手」手当てを廃止し、機関員の年報酬は、ポンプ自動車、積載車1台あたり12,000円に報酬額の削減を図った。 |
| 12 | 保育所の統合 | 福祉課 | | ◎ | - | - | - | 日和保育所を平成18年3月31日付けで廃止し、平成18年4月1日からいわみ西保育所に統合。 |
| 13 | 行政組織の構造改革 | 総務課 | | | ○ | ○ | | 時代の要請や住民サービスにこたえを目的に、課の統廃合などを実施した。 平成18年度 企画課を廃止し定住企画課を設置し、内室として観光推進室を商工観光室に改め定住企画課内に置いた。 平成19年度 管財課を廃止し、総務課等へ事務を統合した。また、情報政策課を廃止し、平成18年度は一旦総務課事務とし平成19年度から情報推進課を設置し、ケーブルテレビ開局に向けた事務を行わせることとした。また、産業振興課を農林振興課とし地籍業務を併せ持たせ、内室として地産地消推進室を設けた。 また、平成20年度から島根県からの権限委譲により福祉事務所を設置した。一方、町民課から税務事務を独立させ税務課を設置し、家屋全棟調査事務を行うことを決定した。 支所については、窓口業務部と専業部を設けグループ化を図った。 |
| 14 | IP電話の導入 | 情報推進課 | ◎ | - | - | - | - | H17年度に合併町村の本所、支所及び学校や公民館等の公共施設間を内線4桁番号で通話できる電話回線の整備を実施。さらにH19年度には21年度までの3年計画で、総事業費約23億円の農林水産省主管の補助事業「元気な地域づくり交付金事業」を導入し、光ケーブルによる通信網の整備を実施。これにより①TV難視聴地域を中心とした地デジ・衛星放送の再送信サービス②光インターネットサービス③IP電話サービスの3サービスの利用が可能となった。特に改革プラン項目は③のサービスにより、町内無料通話が可能となった。 |

| | | | | | | | | |
|----|--------------------------|--------------|--|---|---|---|---|--|
| 15 | 日当廃止範囲の拡大 | | | ◎ | - | - | - | 計画どおり、郡域に隣接する6市2町について平成18年度から日当支給を廃止した。 |
| 16 | 巨南町研修制度実施基準の見直し | 総務課 定住企画課 | | ◎ | - | - | - | 平成5年の制度開始以来、香木の森研修生は6名定員だったが、平成19年度から4名に減員。また、農業研修生については、応募の状況にもよるが、基本的には2名の定員として研修を行ってきた。両研修の期間については、平成5年度から平成9年度までは、4月から3月であったが、平成10年度からハープの育苗が2月から始まり、植え付けから成長までを管理するという理由で2月から1月に変更した。しかし、新卒者や一般社会人が応募しにくいこともあり、平成21年度から4月から3月に研修期間を戻した。 |
| 17 | 田舎ツーリズム推進事業補助金の見直し | 定住企画課 | | ○ | ○ | ◎ | - | これまで巨南町田舎ツーリズム推進研究会に対して補助金30万円程度を交付していたが、推進研究会の会員数も順調に増加し体制も充実するとともに、推進研究会が主催するイベントの交流人口も増え、着実に自立の方向性が見えてきたため、平成20年度から補助金を廃止した。現在では、他の機関からの補助金を利用しながら独自の展開が図られている。 |
| 18 | 農林総合事業補助基準の見直し | 農林振興課 | | ○ | ◎ | - | - | 効果を検証し補助基準の見直し |
| 19 | 肉用牛振興対策事業補助基準の見直し | 農林振興課 | | ◎ | - | - | - | 効果を検証し補助基準の見直し |
| 20 | 簡易作業路等開設事業補助基準の見直し | 農林振興課 | | ◎ | - | - | - | 効果を検証し補助基準の見直し |
| 21 | 有害鳥獣捕獲補助金の見直し | 農林振興課 | | ○ | ◎ | - | - | 捕獲した個体の大きさによる補助金額の設定 |
| 22 | 農林基盤関連事業の変則的工法を考慮した施行の検討 | 建設課 | | ◎ | - | - | - | 林道開設事業において、現場で発生した根株等の木質廃材を再利用により、路肩の防草工のトップモルタル材料とコスト低減を図った。 農道改良事業の切土法面の植生工において、安価で施工が簡易な吹き付け工法を採用しコスト削減を図った。 |
| 23 | 小規模生産基盤整備事業の制度見直し | 建設課 | | ◎ | - | - | - | 特定中山間保全整備事業により事業対応したことにより、当該事業については、事業要望が少なく事業費総額は減少したが、農業生産基盤の老朽化は順次進んでくる状況にあり、将来にわたっても恒常的に対応の必要性が見込まれるため新たな事業展開が望まれる。 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 24 | 農道・林道の町道編入 | 建設課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・林道を町道に認定結果 平成18年度 阿須那落合線(林道後山線)L=5,971m 判場川角線(林道判場線)L=2,539m ・農道を町道に認定結果 平成19年度 矢上日和線(邑南広域農道)L=3,956m 石見北線(於保地北農道)L=2,569m 平成21年度 宇都井大橋線(邑南広域農道)L=100m 判蔵線(判蔵農道)L=4,061m 馬場入野線(入野馬場農道)L=1,168m |
| 2. 民間委託等の推進 | | | | | | | | | |
| 25 | 一部事務組合への負担金の精査 | 財政課 | ◎ | - | - | - | - | - | <p>事務組合毎に多少異なるが、議会に先駆けて先ず担当課レベルで事前協議を行ない、その後、副町長財政課長を交えて町の予算等と照らし合わせて再度協議し、これを経た後に組合議会上程するようにした。事前協議の場を設けることにより、一部事務組合主導でなく構成自治体の意見が反映されることになった。</p> |
| 26 | 社会福祉協議会・民間への委託の整理 | 福祉課 | | | | | | | <p>NPO法人や地域に委ねる形態を構築することにより、行政の限界をかばい、住民に身近なニーズに応えられるような転換が必要。社会福祉協議会の事業の整理を併せて行う。</p> |
| 27 | 指定管理制度の活用 | | | | | | | | |
| | レクリエーション・スポーツ施設 | | | | | | | | 霧の湯、香遊館、香木の森公園(クラブテニ、香夢里、ハーブガーデン、バンガロー)、いこいの村しまね、はすみ温水プール、はすみ交流センター |
| | 産業振興施設 | | | | | | | | 日和ふれあい体験農園、堆肥化処理施設(茎幹施設、茅場処理場、日和処理場)、猪肉加工場、育苗施設、観光案内所(道の駅瑞穂)、共同処理加工場、農産物処理加工場、集出荷貯蔵施設、農林水産物直売・食材供給施設(産直市場) |
| | 基盤施設 | | | | | | | | 飲料水供給施設(宇都井飲料水供給施設、長田飲料水供給施設、上田飲料水供給施設) |
| | 文教施設 | | | | | | | | 自治会館、ほたるの館、瑞穂ハンザケ自然館 |
| | 医療・社会福祉施設 | | | | | | | | デイサービスセンター、ふれあいプラザ雲海、安心センターはすみ、知恵工房、ねんりん工房、高齢者生きがい活動センター、福祉用具リサイクルセンター |

| 27 | 川府管理施設、農作業準備 休憩施設、婦人若者等活動促進施設、無量寿堂 | － | － | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
|---|------------------------------------|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3. 定数管理・給与の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 定数管理の適正化 | 総務課 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>平成17年4月に299名の職員が在籍していましたが、定員適正化計画に基づき職員数の減員に努めてきた結果、平成22年4月1日現在249名の職員が在籍しています。その間、島根県からの権限委譲を受け業務量としては増加原因が伺えますが、中でも福祉事務所の設置、農業委員会の農地法許可事務、旅券発行事務などがあげられます。一方、税務業務としての家屋の1棟調査業務、おおなんケーブルテレビの開局などの業務が増加しています。</p> <p>職員数の減少については、公立島智病院や社会福祉法人への派遣職員数が86名から51名と35名が減少し、その他一般職員で15名が減少しています。中でも支所職員総数が17名が少なくなり、本庁等業務に従事している職員は増加している現状にあります。</p> <p>定員適正化計画に対しては、目標数値以上の職員数の減少が続いています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 組織の改革 | 総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>時代の要請にあつた機能的かつ彈力的な組織体制を目指し、課、室の統廃合を実施してきた結果、現在教育委員会事務局も含め1局15課1診療所となり3室1事務所を内室等として事務を行っています。また、支所配置については、羽須美支所及び瑞穂支所の2支所を配置しています。</p> <p>平成18年には、企画課を定住企画課に、観光推進室を商工観光室に変更し、産業振興課内に吸収し、福祉課内に福祉調整室を社会福祉法人などとの調整を果たす役割を設けました。平成19年には、管財課を廃止し総務課内に事務局を移し、産業振興課を廃止し農林振興課を新設するとともに、産業振興課内にあった商工観光室を定住企画課内へ移しました。また、農林振興課内に新たに地産地消推進室を設け町内産物の町内消費に向けた役割を担っています。</p> <p>一方、島根県からの権限委譲により福祉事務所を新設し、町民の方々の生活保護にかかる事務を役場内で担うこととしています。</p> <p>今後も、さらに町民の方々へのサービスの向上や機能性を高める組織のあり方を職員の定員適正化計画を見ながら検討していく必要があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 給与水準の適正化 | 総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>現給保障部分を平成17年7月から平成17年12月まで段階に応じ3%～5%減額、平成18年1月以降現在まで段階に応じ3%～5%減額を行っています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 期末・勤勉手当の見直し | 総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>人事考課制度は導入しましたが、それによる手当への反映はしていません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 定数・給与等の状況の公表 | 総務課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>毎年、広報おおなん10月号により公表するとともに、邑南町ホームページに掲載し公表しています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------|--------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 31 | 新たな人事制度の構築 | 総務課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員については、各種集合研修、地域を知る研修を実施するとともに、平成19年度にはメンター制度を導入、管理監督者とともにフォローをしながら業務を通して育成を図っている。 ・集合研修として、担当職員により、財政研修、個人情報保護セキュリティ研修、その他必要に応じた研修、外部講師により、人事評価、メンタルヘルス、人権同和問題等に関する研修を実施しています。また、朝礼での3分間スピーチを各職員に課している。 ・職場外での研修は、島根県自治研修所、島根県市町村総合事務組合による各種集合研修を受講させ、能力の向上を図っている。 ・eラーニング、講演会等の研修情報を職員に提供し、啓発のきっかけとするとともに、福祉社主事等の資格取得支援を行っている。 ・目標管理を取り入れた人事評価制度により、最低年2回、管理監督者と職員の面談を実施し、業務を通じた職員の育成を図っている。 |
| | 人事考課制度の導入 | 総務課 | | | | | | | | 平成20年5月試行、平成21年度から本実施している。職員の目標設定に基づき面談を実施し、個々の行動記録等により的人事評価を実施している。 |
| 4. 第三セクター等の見直し | | | | | | | | | | |
| 32 | 第三セクターの経営改善 | 定住企画課 | | | | ◎ | | | | 第三セクター解散 |
| 5. 経費節減等の財政効果 | | | | | | | | | | |
| 33 | 各種使用料、手数料の見直し | 各課 | | | | | | | | 公平性の観点から適切な負担となるよう各種使用料、手数料について見直しを実施する |
| 34 | 下水道、農業集落排水への繋ぎ込み促進 | 水道課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公共下水道、合併処理浄化槽等の整備の進捗に伴い、接続率(下水道接続人口/行政人口)は平成17年度において67.8%であったものが平成20年度には79.3%と向上した。また、パンフレットの配布、広報紙による接続の勧奨に取り組んできたが、引き続き接続率の向上に向けた働きかけを進めていく。 |
| 35 | 徴収徴収率の向上(人員配置による徴収対策の充実) | 税務課 | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度から徴税係長が設置(当初は補佐兼務、平成20年度からは補佐が兼任)され差押等の滞納処分を担ってきたが、その徴収事務は年々専門化し複雑な各種手続きに忙殺される状況となっている。本町は、現在県内屈指の高徴収率であるが、経済状況などにより今後低下していくことも予想され、さらなる人的投資と日々の徴税努力が必要である。 ・納税しやすい環境づくりとして、平成21年度から、税納付書を新たに中国5県の郵便局でも使用できるものに改めた。 |
| 36 | 遊休地の売却促進 | 総務課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 計画的な売却とまではいかないものの、平成19年度において、誘致企業用地として遊休地である普通財産の山林を売却するなど、県や民間などが必要とされる用途として求められるものについて有償売却に努めた。 |

| | | | | | | | | | |
|--------|---------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 37 | 公用車一元管理によるコスト削減 | 総務課 | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 管財分野において、公用車面の現状や管理状況(走行距離など)の把握に努め、車検整備などの請負事務など一元管理に努めた。また、使用車両の共有化を推進し合理化を図ったことにより、平成16年度末台数171台(うちリース車8台)と比較し、平成21年度末には149台(うちリース車16台)となり、コスト削減に努めた。 |
| 38 | 保育料の徴収率の向上に向けた規則の見直し | 福祉課 | ◎ | - | - | - | - | - | 平成18年度に保育料滞納処分は地方税の処分の例によることを規定する規則の改正を行った。 |
| 39 | 国民健康保険税の徴収率の向上(人員に配置による徴収対策の充実) | 税務課 | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 町税徴収率の向上と併せ対策を講じてきている。(平成17年度から徴税係長が設置(当初は補佐兼務、平成20年度からは補佐が兼任)され差押等の滞納処分を担ってきたが、その徴収事務は年々専門化し複雑な各種手続きに忙殺される状況となっている。本町は、現在県内屈指の高徴収率であるが、経済状況などにより今後低下していくことも予想され、さらなる人的投資と日々の徴収努力が必要である。 納税しやすい環境づくりとして、平成21年度から、税納付書を新たに中国5県の郵便局でも使用できるものに改めた。) |
| 6. その他 | | | | | | | | | |
| 40 | 夢づくりプランの推進 | 生涯学習課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 地域力向上のため、自治会・集落においての総合振興計画の作成を目指し、事業を推進した。 自主自立に向け、補助事業期間中における動きと、その後の動きに多少差異が生じているのが現状である。 今後において、本来の自主自立(補助金に頼らない)に向けた活動についての支援体制の構築が急務である。 |
| 41 | 町づくり基本条例の制定 | 定住企画課 | ◎ | - | - | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 平成17年1月に町職員12名による研究会を立ち上げ、平成18年3月まで20回の会議を重ね、条例案をまとめた。 平成17年4月「邑南町まちづくり基本条例検討委員会設置要綱」を制定し、町民から委員を募集。 平成17年5月、住民委員16名、町職員委員4名、計20名の委員と島根県立大学准教授1名をアドバイザーに委嘱。 平成17年11月～平成18年4月まで延べ13回の検討委員会を開催。 平成18年4月14日、検討委員会から条例案について町長へ報告。 平成18年2月、4月の町広報紙で一般町民への意見募集。 平成18年5月29日、自治会長会議、行政連絡員会議で説明。 平成18年7月、町内旧町村単位3箇所地域説明会及び意見交換会を開催。 平成18年7月～10月にかけて町内12箇所の町政座談会で説明。 平成18年8月、町広報紙で案案要約版を掲載。 平成18年10月、庁内しくみ検討委員会設置。 平成19年2月、庁内しくみ検討委員会報告及び課長会議にて検討。 平成17年9月～平成19年3月の間、議会常任委員会、全員協議会でその都度協議。 平成19年3月議会定例会にて「邑南町まちづくり基本条例」提案、議決。 平成19年4月1日、条例施行。 |

| | | | | | | | | | |
|----|----------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 42 | 地域福祉ネットワークの構築 | 福祉課 | | | | ◎ | - | - | <p>① 介護支援ボランティア活動事業 概要:高齢者が自分たちの住んでいる地域で、心身ともに健康に暮らしているよう、高齢者自身が地域でボランティア活動を行い、地域貢献・社会参加することで高齢者自身の介護予防の推進と、地域づくりを目指す。 ・平成20年5月から検討委員会を開催し制度を検討、同年10月から事業を開始した。 ・活動登録者数 90人 (21年度末) 効果:登録者が地域で活動することで、自らの生きがいづくりや社会参加のきっかけとなり介護予防につながっている。また、登録者が地域で健康づくりなどに取り組む自主グループの指導者となり、住民同士がともに支えあう仕組みづくりの一端となっている。 ② 地域ささえあいミニデイサービス事業 概要:高齢者が自発的、主体的に参加・運営する介護予防活動を実施するグループの活動費の補助や活動の支援を5年間実施し、地域における健康と生きがいづくり活動の推進を行う。・平成19年4月事業開始 ・活動団体数 32団体 参加者数 527人 (21年度末) 効果:地域で高齢者自身が自主的に活動を行い、共に支えあう地域づくりの一端となっている。</p> |
| 43 | 簡易水道事業の民間委託の推進 | 水道課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 水道メーター検針業務を民間委託をしている。今後とも実施していく。 |
| 44 | 下水道事業の民間委託の推進 | 水道課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公共下水道は民間事業者へ管理委託、合併処理浄化槽についても維持管理者へ管理委託している。 農業集落排水施設の一部は直営管理で経費削減に努めているが、処理場の機器点検やマンホールポンプ場の点検管理、緊急時対応を業者に委託するなどの効率的、効果的な維持管理体制を組んでいる。 |
| 45 | 配水池等の草刈り直営実施 | 水道課 | | ◎ | - | - | - | - | 緊急雇用対策等の事業で対応するなど、今後とも直営での管理を行う。 |